平成２２年（フ）第４６９号
千葉県松戸市仲井町２丁目117番地
債務者　今泉　七奈
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４８６号
千葉県松戸市稔台５丁目９番地の３　ダイアパレス松戸稔台306号
債務者　岩楯　克己
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５７８号
北九州市八幡西区清納２丁目９番28―103号
債務者　船越　哲也
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６４７号
北九州市八幡東区祇園原町７番５号
債務者　元村　吉平（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６９４号
北九州市小倉北区大畠２丁目４番25号
債務者　野間奈々子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３１２号
青森市大字宮田字玉水619番地２
債務者　西村　郁子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番１―301号
債務者　坂田　達男
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１８４号
神奈川県横須賀市長瀬２丁目９番６号
債務者　片倉加代子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１５９号
青森県黒石市大字黒石字十三森24番地３　エスポワールＢ棟201号
債務者　長谷川友洋
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１４０号
青森県八戸市大字長苗代字内舟渡89番地２
債務者　藤田　麻里
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
青森県八戸市大字鮫町字林通46番地１　パークヒルズ岩崎２―201、前住所青森県三戸郡南部町大字杉沢字あけぼの13番地17　コーポあけぼのＣ号
債務者　戸松　　大
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
青森県八戸市大字尻内町字尻内河原10番地
債務者　関川　　清
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
青森県八戸市大字大久保字行人塚２番地172
債務者　中川原朱美（旧姓大前）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
青森県八戸市南郷区大字頃巻沢字納子山12番地16
債務者　向山　　昇
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿倉14番地９
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
青森県八戸市城下１丁目23番１号　石村荘107号室、前住所青森県八戸市沼館２丁目１番６号　オフィストモＣ号
債務者　阿部　智洋
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
静岡県浜松市中区松城町215番地の18　伊藤ビル１Ｆ東
債務者　西村　俊哉
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係